

不妊治療費の助成を 行っています

令和8年度から助成額が増額となりました

助成対象者

- ・ 法律上婚姻している夫婦である事
- ・ 夫婦のいずれかが不妊治療を開始する日において、1年以上前から引き続き南伊豆町の住民基本台帳に記録されており、かつ、現に町内に在住していること
- ・ 夫婦が町税を滞納していないこと
- ・ 医療保険各法の被保険者または被扶養者であること

助成内容

- ・ 不妊治療に要した費用
（保険適用・保険適用外、いずれの治療費も対象）
- ・ 1年度につき300,000円まで
- ・ 助成期間は通算5年

申請方法

- ・ 治療終了日の属する年度の末日までに、下記の書類を持参のうえ、健康増進課の窓口で申請
※1月～3月に治療が終了した場合は、治療終了日から起算して90日以内に提出

<提出書類>

- 南伊豆町不妊治療費助成金交付申請書
 - 不妊治療受診等証明書
 - 治療にかかる領収書
 - ・ 戸籍の全部事項証明書（外国籍の方は住民票謄本）
 - ・ 住所を証明する書類（住民票等）
- ※南伊豆町に戸籍や住所がある方で、情報閲覧の同意を頂ける方は戸籍謄本や住民票の提出を省略できます

